

第3章 統計情報部

第1節 統計情報の企画調整

1 統計企画

我が国の農林水産業を取り巻く情勢や国際環境の変化に対応した農林水産統計情報行政を推進するため、今後の農林水産統計情報の展開方向を取りまとめた「農林水産統計情報研究会報告」（平成7年8月）に沿って、21世紀に向けた農林水産統計情報を展望し、①構造・経営政策の展開への対応、②中山間地域等の活性化や環境保全の推進への対応、③消費者情報、食品産業統計の充実、④新たな国際環境への対応、⑤国民に向けた情報の発信、⑥統計情報業務の効率的実施を農林水産統計情報行政の整備方向として重点的に実施することとした。

また、これらの方向を具体化するために、「農林統計に用いる農家等の分類に関する研究会」、「国際統計情報の整備に関する研究会」、「水稻収穫量調査等に関する研究会」、「農山漁村地域の自然環境資源量の評価・分析手法開発研究会」及び「行政情報化検討会」の5つの研究会等において検討を進めた。

2 統計調整

統計行政を進める上で基本となる統計法（昭和22年法律第18号）及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づき、農林水産省の所掌事務に係る統計調査を実施するに当たり必要な統計申請の手続きを行った。

3 農林水産情報センター

国際化の進展、新たな農政の展開、国民各層の多様なニーズ等に応えるため、地域の農林水産情報の受発信拠点となる337か所の「農林水産情報センター」を地方統計情報組織に設置し、生産者、消費者をはじめ国民各層の情報ニーズ、各種の照会等にきめ細かく対応するサービスを開始した。

(1) 主なサービス内容

ア 生産者、消費者をはじめ国民各層への農林水産情報の積極的な提供

イ 生産者、消費者をはじめ国民各層からの照会への対応

ウ 農林水産施策の紹介等

(2) 運営開始時期

平成8年6月3日（九州農政局管内は平成7年10月から）開始

(3) 設置場所

各地方農政局統計情報部、管内統計情報事務所、同出張所の全国337か所に設置

(4) 運営状況

運営開始以来、月平均4,000件以上の照会があり、広く国民各層に対しきめ細かい情報サービスの提供を行うとともに、農林水産施策の紹介等を行い、さらに、国民各層の意向を収集している。

4 農家等の分類に関する研究会

平成7年度の「農林水産統計情報研究会報告」の提言を受けて、平成7年11月に「農林統計に用いる農家等の分類に関する研究会」（座長：梶井功氏（東京農工大学学長））を設置し、経営に着目した統計分類のあり方、実態の変化に対応した新たな分類の方法、統計調査に関する各種定義等の見直し等について検討を進めた。

5 農林水産業生産指数

農林水産業の総合的な生産動向を明らかにするため、平成7年の各生産指数を算出し、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農林水産業生産指数」として刊行した。

6 広報関係

農林水産省統計情報部で調査した統計情報を、刊行物（農林水産統計速報、農林水産情報、農林水産統計報告書）により公表している。指定統計については、その刊行物の名称及び発行の年月日を官報に掲載している。

また、農林水産統計情報を利用しやすいよう「農林水産省統計情報部公表資料目録」及び「農林水産統計速報・農林水産情報公表予定」を刊行した。

7 国際統計

(1) 国際統計情報の整備に関する研究会

平成7年8月の「農林水産統計情報研究会報告」に基づき、「国際統計情報の整備に関する研究会」(座長：紙谷貢氏(食料農業政策研究センター理事長))を平成7年11月に設置し、国際統計情報整備に係る検討を開始した。

平成8年9月に当面の課題と進むべき方向について取りまとめ、「国際農林水産統計情報の整備について」(中間取りまとめ)を報告した。

(2) 第16回FAOアジア太平洋農業統計委員会

本委員会は、FAO(国際連合食糧農業機関)憲章第6条に基づくものであり、アジア太平洋地域諸国が農業統計に係る重要な事項について協議すること等を目的として、2年毎にFAOが開催している。

今次会合は、我が国のホストにより平成8年10月28日から11月1日まで東京で開催され、加盟16か国及び5国際機関の代表(54名)が参加した。

主な議題は、2000年世界農業センサスの実施、世界的な農業統計情報の交流促進、農業統計情報の国際協力の促進である。

次回は、オーストラリアで開催する予定である。

(3) 国際農林水産統計

海外諸国の農林水産業の動向について、FAO等国際機関の統計資料を中心に、主要な海外諸国の経済概況、農林水産業の生産・貿易等に関する統計を収録し編集したものである。

(4) ABSTRACT OF STATISTICS ON AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES JAPAN

我が国の農林水産業の動向を海外に紹介するため、主要統計を英文で収録し編集したものである。

(5) 農林水産物貿易統計

大蔵省が公表している「貿易統計」から農林水産物を抽出し、これをもとに我が国の農林水産物の輸出入の状況を取りまとめている。

なお、農林水産物貿易統計は、経済局国際部において取りまとめているが、平成8年分より統計情報部企画調整課国際統計室において取りまとめている。

8 地域・環境に関する統計情報

(1) 農林水産情報交流ネットワーク事業

本事業は、全国に配置した情報交流モニター等(生産者・流通加工業者モニター、消費情報提供協力者)の意見・意向等を迅速かつ的確に把握して農林水産行政に反映させるとともに、情報交流を促進することに

より、農林水産業の振興及び農山漁村地域の活性化に資するものである。

毎年度、特定テーマを設けアンケートを実施し、結果をとりまとめ公表している。

(2) 地域環境資源に関する研究会

農山漁村地域のもつ保健休養、自然情操教育等の多面的な役割について、地域間比較が可能な情報として提供するため、「農山漁村地域の自然環境資源量の評価・分析手法開発研究会」(座長：中川昭一郎(東京農業大学総合研究所教授))を設置し、地域の有する各種環境資源の賦存量を評価して表す手法の開発研究を行った。

(3) 農林漁業現地情報

農林漁業の振興、農林漁家の経営改善、地域活性化対策等の推進のための参考資料として提供することを目的として、各地域の農林漁業、農山漁村、農林漁家等における現地の特徴的な動き、今日的課題に関する情報を収集した。

収集した情報は、「農林漁業現地情報」として毎月公表している。

第2節 情報システム・サービス

1 農林水産省における行政の情報化

(1) 行政情報化の取り組み

農林水産行政のあらゆる分野において情報処理技術の成果を普遍的に活用し、行政の効率化を推進するのみならず、地域社会、国民への情報サービスの改善、生産者、流通・加工業者、消費者等とのコミュニケーションの円滑化、行政サービスの向上を図ることにより、国民の立場に立った農林水産行政の推進に資するため「農林水産省行政情報化推進基本計画」(平成7年6月省議決定)、具体的な年次計画として「農林水産省行政情報化推進実施計画」(平成8年3月)を策定した。

これに基づき、平成7年度に本省、地方農政局、統計情報事務所に行政情報化を推進する基盤となるLANシステムの整備を行った。

平成8年度は、本省で発生した行政情報を速やかに本省内及び地方出先機関に流通させるとともに、地方出先機関で発生した行政情報についても本省に流通させる等情報の相互交流を図り、行政事務の効率的な運営を図っている。また、国会情報の流通を行うなど本省、地方出先機関ともペーパーレス化に向けた取り組みを推進したところである。

さらに、国民の負担軽減を図るため、「申請・届出事

務」の電子化に取り組むとともに、国民に迅速に行政情報を提供するため情報通信技術を活用した提供を推進し、本省においてはインターネット、商用パソコン通信による提供を、地方農政局においては商用パソコン通信による提供をそれぞれ開始した。地域におけるきめ細かな情報提供を行うため、統計情報事務所、出張所からも行政情報を提供する等地域における情報の受発信機能を高めた。

(2) 行政情報化の検討会

農林水産省における行政情報化を具体的に推進するために、「行政情報化検討会」（座長：大橋有広（明星大学情報科学研究センター教授））を平成7年度に設置し、8年度には、農林水産情報交流のあり方について検討を行った。

2 農林水産省行政情報システム (LANシステム)

農林水産省行政情報システムは、行政情報の円滑な活用を通じて、行政事務の質的向上と効率化を図るため、平成5年度に本省及び地方農政局各課室のパソコン間の通信とパソコンからのデータベース利用を可能とする回線施設の整備を行った。これにより、本省・地方農政局を通ずる情報交流が行われるとともに、統計情報データベース及び文書情報データベースによる情報の一層の利活用が可能となった。

平成8年度には、7年度に導入したLANシステムを通じて円滑な情報交流が図られるよう、職員の技能向

上のための研修等を行った。

3 農林水産省におけるデータベースシステム

農林水産省統計情報データベースシステムは、農林水産行政の企画・立案及び国際化による統計情報需要の多様化・高度化に資するため、農林水産統計をはじめ他省庁の関連統計及びFAO・OECD等の国際統計の充実を図っている。

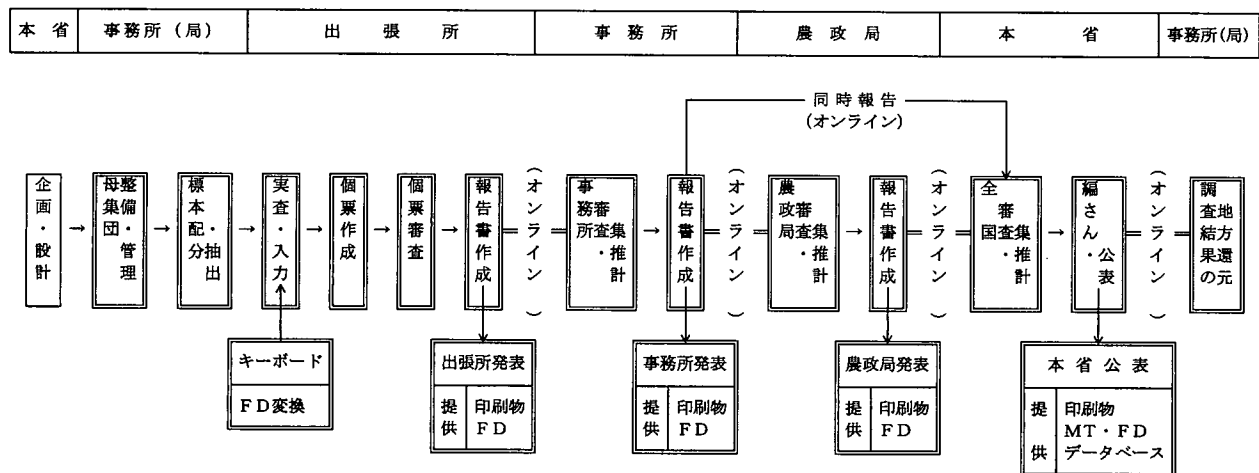
本システムは、農林水産省の本省及び地方出先機関に敷設されたLANシステムの端末から容易に統計データの検索・加工が行えるものである。

また、国民等に提供可能な電子媒体（磁気テープ、FD、CD-ROMなど）に蓄積された情報及び印刷物等の情報についての所在案内情報を蓄積し、本省・地方出先機関で利用可能なクリアリングシステム（所在案内情報提供システム）を構築し、円滑な行政運営、国民等からの問い合わせへの円滑な対応に供したところである。

4 共同利用電子計算機

共同利用電子計算機は、農林水産省の省内各局（庁）における行政事務の近代化、情報処理の効率化を目指し、昭和46年度に稼働を開始して以来、今日まで20有余年を経過している。この間、処理量の増大、利用形態の多様化・高度化に対応するため、機器の更新、メモリーの増設等周辺装置の整備を図ってきたところである。特に近年における通信技術の進展を踏まえてオンラインネットワーク機能の強化を行った。

図1 統計情報作成工程及びシステム化の対象工程



注：1 代表的な統計情報作成工程の例である。

2 は、システム整備事業で対象とした工程である。

また、共同利用電子計算機の管理運営は、共同利用電子計算機管理運営規程（昭和53年農林水産省訓令第41号）並びに管理運営細則及び共同運営協議会運営要領に基づいて、統計情報部が電子計算機の稼働、電算処理に係る企画調整、機器の管理等を一元的に行っている。

5 農林水産統計情報処理システム

近年における国際化の進展等、我が国経済社会の著しい変化に伴い、農林水産業及び農山漁村の実態も大きく変化しており、これに対応して農林水産行政の企画・立案に必要な農林水産統計情報に対するニーズも多様化・高度化しつつ増大している中で、その的確な作成・提供が求められている。

農林水産統計情報処理システム整備事業は、統計情報業務処理の効率化・迅速化を図るとともに、統計情報の作成から発表・提供に至る工程の電算化を地方分散処理方式により、昭和62年度から推進している。

平成8年度においては、第1段階（昭和62年度～平成2年度）及び第2段階（平成3～7年度）の成果を踏まえつつ、近年の情報処理・通信技術の著しい発展を考慮し、更なる処理効率の向上を図るため機器の更新を行い、処理能力の向上とシステムの管理機能の充実を図った。また、新規開発及び軽微な変更や実行上の改善点を踏まえて処理効率を高めるためのプログラムメンテナンスを行った。

6 生鮮食料品流通情報サービス

(1) 目的

生鮮食料品流通情報サービスは、昭和43年度から政府の物価対策の一環として、産地における生産、出荷及び卸売市場における市況等に関する客観的情報を、行政機関を始め生産者、出荷団体、流通関係者、消費者等に迅速かつ的確に提供することによって、情報不足から生ずる生産、流通及び消費の不合理をなくし、生産、出荷、消費が円滑かつ合理的に行われる素地をつくり、需給の均衡と価格の安定に資することを目的として実施している。

(2) 情報の種類と概要

流通情報サービスによって提供する情報は、全国的主要な青果物及び畜産物卸売市場における入荷量、気配価格等に関する毎日の市況情報と産地における青果物、畜産物の生産、出荷動向等に関する産地情報及び青果物、畜産物の市況データを利用した加工情報に大別される。

(3) 情報の収集と伝達方法

情報の収集は、統計情報組織の出張所及び市場調査

室の職員が行っている。

収集された情報をコンピューターによって迅速に処理、編集し、公表している。公表した情報は、省内行政部局等関係行政機関の利用に資するとともに民間中央機関（社）全国生鮮食料品流通情報センター）を通じて生産者団体、流通関係者、消費者団体等に広く提供している。

(4) システムの概要

システムの概念は図2のとおりで、国と民間中央機関の両システムの連携を図りつつ事業を行っている。

本省と各地方農政局、統計情報事務所、市場調査室との間をDDX回線で結び、情報の迅速な収集配信を行っている。一方、民間中央機関のシステムは、情報提供の迅速化を図るため、ファクシミリネットまたはパソコンネットで結び情報の提供を行っている。

第3節 農林水産省図書館及び統計編さん

1 農林水産省図書館

(1) 収 書

平成8年度における図書の受け入れ（図書館の蔵書として登録したもの）は3,879冊（和書3,379冊、洋書507冊）で、この結果、今年度末における蔵書数は、274,711冊（和書233,373冊、洋書41,345冊）となった。雑誌・新聞等の受け入れは1,106種（和983種、洋123種）であった。また、電子メディアの受け入れはビデオテープ150本、CD-ROM15枚等であった。

(2) 納本及び配布

農林水産省刊行物の国立国会図書館への納本は、5,480冊であった。農林水産省及び他省庁刊行物等の国内配布は38,816冊、FAO等刊行物の国内配布は、74機関へ806冊、農林水産省刊行物の外国送付は、国際機関13機関及び70か国188機関へ745冊であった。

(3) 利 用

年度内利用者数（閲覧及び貸出）は37,381人、利用冊数は72,930冊であった。このほか国立国会図書館並びに各省庁図書館との相互貸借は642冊（貸出357冊、借受285冊）であった。

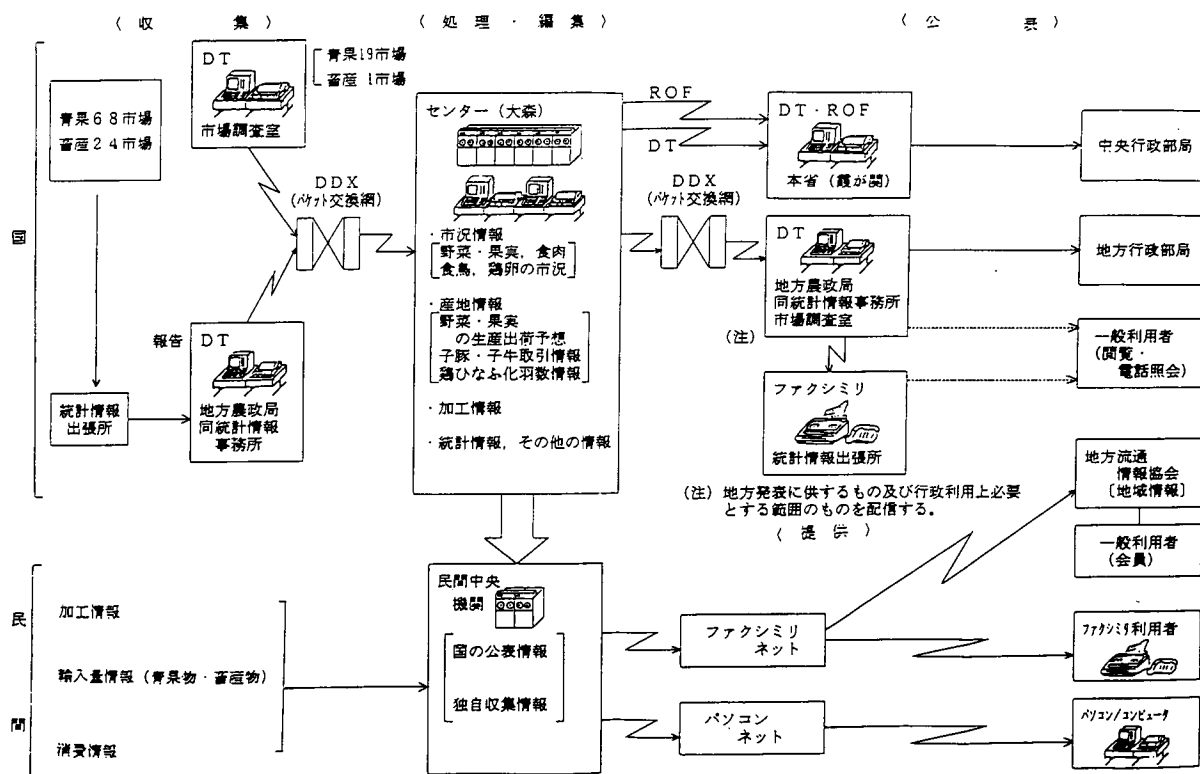
(4) 刊 行

「農林水産図書資料月報」（第47巻第4号—第48巻第3号）を刊行した。

(5) 図書館システム

図書資料等に関する情報を利用者に迅速に提供するため「図書資料管理・提供システム」により、貸出・

図2 生鮮食料品流通情報サービスのしくみ



返却手続、図書資料・雑誌記事(論文)・電子メディア(ビデオ、CD-ROM等)の検索等を行っている。LANシステムを利用した検索サービスも行っている。

2 統計編さん

利用度の高い統計情報の提供を行うため、農林水産業に関する各統計書の概要を総合的に収録した以下の総合統計書を刊行した。

(1) 農林水産省統計表

我が国の農林水産業に関する主要な統計について、農林水産省統計情報部の調査結果を中心に農林水産省各局庁及び各種団体で作成された基本的な統計を加えて総合的に編集したものである。

(2) ポケット農林水産統計

農林水産省統計情報部の調査結果を主体に、農林水産省各局庁及び各種団体で作成された農林水産業に関する統計を幅広く収集するとともに、主要な国際統計も収録し、我が国及び海外の農林水産業の現況について外観できるよう手軽なB6判により編集したものである。また、各部門毎に「ポケット園芸統計」、「ポケット畜産統計」、「ポケット水産統計」の平成8年度版を編集した。

(3) 農林水産統計月報

農林水産業の月別動向を把握することを目的として農村経済の動き、農林水産物及び農業生産資材の需給に関する統計を収録し編集したものである。

第4節 構造統計調査

1 農業センサス

平成8年度は、平成7年2月1日(沖縄県は6年12月1日)現在で実施した農業センサスについて、各種調査結果の詳細な報告書を作成し、データの磁気媒体化を行うとともに、「農業構造動態統計」等の各種抽出集計及び農業構造に関する総合分析等を行った。

(1) 農業事業体調査

「農業事業体調査」、「農家調査事後調査報告書」を作成するとともに、農家調査結果をもとに抽出集計を行い、「農業構造動態統計」、「経営部門別統計」及び「農家種類別統計」の作成を行った。

また、地方統計組織がパソコン等を利用して効率的にデータ検索や地域分析等を行えるよう、農家調査の結果表及び一覧表の磁気媒体化を行った。

(2) 農業サービス事業体調査

「農業サービス事業体調査報告書」及び「農業サービスに関する総合報告書」を作成した。

(3) 農村地域環境総合調査

「農村地域環境総合調査報告書」及び「農村地域環境総合調査類型別報告書」を作成した。

(4) センサス結果の総合分析

農業構造の動向分析などの農業の構造に関する総合分析を行った。

2 漁業センサス

平成10年11月1日に第10次漁業センサスの実施を予定しており、平成8年度はその準備として研究会、分科会及び現地調査により、調査の企画、設計及び実施上の重要事項について調査研究を行った。

日 程

- 平成8年6月28日 第1回研究会
 同 7月29日 合同分科会(海面漁業基本調査、
 漁業地区調査)
 同 9月4日 分科会(内水面漁業調査)
 同 9月中旬～10月上旬 現地調査
 同 11月6日 分科会(海面漁業基本調査)
 同 11月13日 分科会(漁業地区調査)
 同 12月16日 第2回研究会
 平成9年2月上旬 現地調査
 同 3月17日 第3回研究会

3 農業構造動態調査

(1) 基本構造動態調査(農家調査)

ア 調査の目的

この調査は、5年ごとに行われる農業センサスの中間年次に、農家の農業生産構造及び就業構造に関する事項を把握し、農政の企画・立案、実施等に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

1995年農業センサス時に設定した全国の調査区から、標本調査体系に基づき抽出した標本調査区内の販売農家を調査対象とした。

調査は、調査員が標本農家を訪問し、平成9年1月1日現在及び調査日前1年間における世帯員の就業状態、農業経営の状態等について聞き取り調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農業構造動態調査(基本構造)報告書」として刊行する。

(2) 基本構造動態調査(農業法人等調査)

ア 調査の目的

この調査は、5年ごとに行われる農業センサスの中間年次に農業法人等の生産構造及び就業構造に関する事項を把握し、農政の企画・立案、実施等に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

1995年農業センサス結果に基づき販売を目的とする農家以外の農業事業体及び水稻作に係る農業サービス事業体から標本事業体を抽出し調査対象とした。

調査は、職員が標本事業体を訪問し、平成9年1月1日現在及び調査日前1年間における農業経営の状態等について聞き取り調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農業構造動態調査(基本構造)報告書」として刊行する。

(3) 中山間農家就業構造等調査

ア 調査の目的

この調査は、地勢的条件等により農業生産が不利とされている中山間地域において、地域社会の維持・発展に大きく貢献している若い担い手のいる農家の就業状況等を明らかにし、今後の中山間地域対策の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

1995年農業センサス結果に基づき、特定農山村地域の販売農家のうち、基幹的農業従事者がいる世帯で、ふだんの状態が仕事が主でかつ農業に30日以上従事した40歳未満の者がいる農家から標本農家を抽出し調査対象とした。

調査は、職員が標本農家を訪問し、平成8年11月1日現在及び調査日前1年間における世帯員の就業状態、農業経営の状態等について聞き取り調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農業構造動態調査(中山間農家就業構造等調査)報告書」として刊行する。

4 農林水産業新規就業者等調査

(1) 新規就業者調査

ア 調査の目的

この調査は、農林漁業の新規就業者の実態を明らかにし、今後の新規就業者対策の推進等に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、平成7年6月から平成8年5月までの1か

年間の農林漁業への新規就業者を市区町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の関係機関を対象に平成8年6月に職員の情報収集により実施した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農林水産業新規就業者等調査報告書」として刊行する。

(2) 就業状態調査

ア 調査の目的

この調査は、農林漁業の新規就業者の実態を明らかにし、今後の新規就業者対策の推進等に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、新規就業者調査で把握した過去3年間（平成5年6月1日から平成8年5月31日の間）に農業に新たに就業した者を対象に、平成8年10月1日現在で郵送調査により実施した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農林水産業新規就業者等調査報告書」として刊行する。

5 森林の多面的機能調査

(1) 調査の目的

この調査は、森林及び山村地域を林業生産等の経済活動だけでなく、その豊かな自然環境や風光明媚な景観等を国民の保健休養の場として多面的に利用されている森林とそれと一体として整備された関連施設の利用実態等を把握し、山村地域の活性化対策等の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

(2) 調査対象と調査方法

調査は森林・施設状況調査と森林・施設実態調査に分かれる。

森林・施設状況調査は、森林を有する全国の市町村を対象に、平成8年6月1日現在における保健休養の場として利用されている森林及び施設の状況（「森林・施設」の名称、連絡先、所有者、管理者、森林地区区分、森林スポーツ・レク施設の現況、全体の面積等）、公益的に利用されている森林面積及び林道の現況等を出張所職員による面接により調査した。

森林・施設実態調査は、森林・施設状況調査結果を基に標本抽出した「森林・施設」の管理者を対象に、平成8年11月1日現在における「森林・施設」の状況（「森林・施設」までの距離、営業期間、利用者数等）やその経営状況（従業員等人数、開設目的、イベントの実施、今後の意向等）を事務所からの郵送により調

査した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「森林の多面的機能調査報告書」として刊行する。

6 木材流通統計調査

(1) 木材生産構造調査

ア 調査の目的

この調査は、木材の需給動向を明らかにするとともに、木材関連産業の実態を把握し、木材需給の安定対策及び流通改善対策並びに木材産業の合理化のための諸施策の基礎資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

木材生産構造調査は、製材工場基礎調査、木材チップ工場調査、合単板材調査及び床板工場調査に分かれ全国の該当工場を対象に、12月31日現在における素材の入荷量・消費量、製品の生産量・出荷量、従業者数等の状況を面接により調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

(2) 木材製品生産動態調査

ア 調査の目的

この調査は、木材需給の短期的動向、価格水準及びその変動、木材関連産業の実態を把握し、木材需給の安定対策及び流通改善対策並びに木材産業の合理化のための諸施策の基礎資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

木材製品生産動態調査は、標本製材工場調査、合単板工場調査及び木材価格調査に分かれ、標本工場等を対象に、毎月の素材の入荷量・消費量、製品の生産量・出荷量・在庫量等及び木材価格について、面接及び郵送により調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

(3) 木材流通構造調査

ア 調査の目的

この調査は、プレカット工場、集成材工場における生産・流通等の実態を明らかにし、木材需給の安定対策及び流通改善対策並びに木材産業の合理化のための諸施策の基礎資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

木材流通構造調査は、全国のプレカット工場、集材工場を対象に、12月31日現在における木材使用量、材料の入荷先、製品の生産量・出荷量、従業者数等の状況を面接により調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「木材流通構造調査報告書」として刊行する。

7 畜産調査

(1) 畜産基本調査

ア 調査の目的

畜産基本調査は、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏の飼養戸数、飼養頭羽数等を把握し、畜産行政の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

家畜飼養者を基礎に畜種別の母集団を編成し、標本飼養者を抽出する。調査方法は職員による面接調査及び電話調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果のうち、飼養戸数、頭羽数など基本項目については「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細については「畜産統計—家畜飼養の概況、鶏ひなふ化羽数統計—」として刊行した。

(2) 畜産予察調査

ア 調査の目的

牛乳、肉用牛、鶏卵・ブロイラーの生産あるいは供給量を早期に予察して、これら畜産物の需給対策、価格安定対策等の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

牛乳、肉用牛の予察調査は、家畜飼養者を対象に職員による面接調査及び電話調査の方法により行った。

鶏卵・ブロイラーの予察調査は、鶏ひなふ化場を調査対象に職員による面接調査及び郵送調査を行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は「農林水産統計速報」でそれぞれ公表している。

(3) 環境保全型農業調査（畜産部門調査）

ア 調査の目的

環境保全型農業調査（畜産部門調査）は、主要な家畜のふん尿の処理状況及びリサイクルの実態等を明らかにし、環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の推進の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は乳用牛、肉用牛、豚及び採卵鶏の家畜飼養者

のうち、一定規模以上の飼養者を母集団とした標本飼養者を対象とした。調査方法は、職員による面接調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、「農林水産統計速報」で公表している。

8 漁業動態調査

この調査は、5年ごとに行う漁業センサスの中間年に実施するもので、水産統計調査の基本リストを整備して各種調査の設計等に役立てるとともに、漁業経営体、漁船、漁業就業者、漁業世帯及び漁業構造の変化に関する統計を作成し、併せて、それらの動向要因を明らかにすることによって、水産行政の基礎資料とするものである。

調査は、漁業経営体調査、漁業就業動向等調査に区分される。

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細については「漁業動態統計年報」として刊行した。

(1) 漁業経営体調査

海面及び農林水産大臣が指定する海面に準ずる湖沼において、調査期日前1年間に漁業及び養殖業を営んだすべての漁業経営体（世帯及び事業所）について調査した。ただし、個人漁業経営体については、この1年間に30日以上海面漁業及び養殖業を営んだものについて行った。

調査方法は、第9次漁業センサス海面漁業基本調査結果等を基に、漁協等に設置した調査員が1月1日現在で調査区内の調査客体に面接聞き取りの方法により調査を行った。

調査項目は、漁業経営体名、経営組織、漁船、営んだ漁業種類、出漁日数等である。

(2) 漁業就業動向等調査

第9次漁業センサスで設定した海面漁業基本調査区から、標本調査区を抽出し、標本調査区内に所在する漁業世帯を対象に、調査員が11月1日現在で個別に面接調査を行い、第9次漁業センサスの結果をベースとして比推計によって取りまとめた。

調査項目は、世帯員の氏名、年齢、性別、15歳以上の世帯員の就業状況、漁業就業者の就労状況及び個人漁業経営体の専業業別である。

9 漁業・養殖業生産統計調査

海面及び内水面における漁業・養殖業の生産に関する実態を統計的に把握して、水産行政、水産資源開発等の基礎資料とすることを目的としている。

調査は、海面漁業漁獲統計調査、海面養殖業収獲統計調査、内水面漁業生産統計調査に区分される。

(1) 海面漁業漁獲統計調査

ア 調査対象と調査方法

海面漁業を営むすべての漁業経営体及び水揚機関を対象として、漁業経営体若しくは水揚機関からの申告又は面接聞き取り、水揚げ記録の利用、調査員からの申告又は面接聞き取り等により調査を行った。

調査項目は、漁業種類別の漁労体数、航海数、出漁日数、漁労日数及び魚種別漁獲量である。

イ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細については「漁業・養殖業生産統計年報」として刊行した。

(2) 海面養殖業収獲統計調査

ア 調査対象と調査方法

海面養殖業を営むすべての養殖業経営体を対象として、養殖業経営体からの申告又は面接聞き取り、水揚機関の記録の利用、調査員等からの申告又は面接聞き取りの方法等により調査を行った。

調査項目は、養殖種類別の養殖経営体数、施設数、施設面積、魚種別収獲量、種苗販売量、投餌量等である。

イ 調査結果の公表

海面漁業漁獲統計調査に同じ。

(3) 内水面漁業生産統計調査

ア 調査対象と調査方法

内水面漁業漁獲統計調査と内水面養殖業収獲統計調査に区分し、それぞれの調査区ごとに設置した調査員及び漁業協同組合、漁業経営体からの申告又は面接聞き取りの方法等により調査を行った。

調査項目は、魚種別漁獲量、養殖経営体数、魚種別収獲量等である。

イ 調査結果の公表

海面漁業漁獲統計調査に同じ。

10 漁業経済調査

漁業経営体の財産及び経営活動の状況、操業状況、漁家の世帯員等を把握し、経営改善、漁業の振興及び漁家の生活向上等の水産行政の基礎資料を作成することを目的としている。

(1) 漁業経済調査

ア 調査対象と調査方法

漁家経済調査は、沿海に所在する漁家を一定の基準で抽出し、農林水産省が作成した日記帳を用いて毎日の収支等の記帳を依頼するとともに、世帯員数、漁家

の財産等については、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行った。

漁業企業体経済調査は、沿海に所在する漁業企業体を一定の基準で抽出し、漁家経済調査の方法に準ずるもの（指定簿記調査）と企業体の決算書を用いて、農林水産省が設定する勘定科目に組み直すもの（任意簿記調査）を併用して行った。

イ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」により公表するとともに、詳細を「漁業経済調査報告（漁家の部、企業体の部）」として刊行した。

(2) 大規模漁業会社経済調査

ア 調査対象と調査方法

漁業を営む資本金1億円以上の会社を対象に、自計申告の方法により調査した。

イ 調査結果の公表

調査結果は、「漁業経済調査報告（企業体の部）」において公表した。

11 漁業生産所得

国民経済的な立場から漁業生産の実態を価値量的に把握し、農林水産行政の企画立案、振興計画の策定等の基礎資料を提供する目的で、生産量及び価格等の統計を用いて漁業生産所得を推計している。

(1) 推計方法

漁業生産額は、海面漁業及び養殖業における生産量に産地卸売価格を乗じて求めたものである。

漁業生産所得は、海面漁業及び養殖業の漁業生産額から販売手数料を差し引いたものに漁業経済調査結果から算出した所得率を乗じて求めたものである。

(2) 推計結果の公表

推計結果は、「農林水産統計速報」として公表するとともに、「漁業経済調査報告（企業体の部）」に掲載した。

第5節 経営統計調査

1 農業経営統計調査

(1) 農業経営動向統計

ア 調査の目的

この統計は、個別農家の再生産過程を把握することによって、国民経済の成長に伴う農業構造の変化と農業経営の動向を明らかにし、農業行政の基礎資料とするとともに、国民経済計算における農業部門の推計の基礎資料とするものである。

イ 調査対象農家

販売農家(経営耕地面積30a以上、又は過去1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家)を調査対象とした。また、自給的農家(経営耕地面積30a未満、かつ、過去1年間の農産物販売金額が50万円未満の農家)については、主として、農家における家計費を把握するため、調査事項を簡素化して、調査対象としている。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配布し、日々の現金収支、労働時間などについて記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減などについては、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

月々の収支については、「農林水産統計速報」として毎調査月の翌々月に公表している。年の調査結果は、「概算値」及び「確定値」を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農業経営動向統計」として刊行した。

(2) 農業経営部門別統計

ア 調査の目的

この統計は、育成すべき個別経営体及びその予備群に見合う農家を対象に、農業経営の部門別収支・所得を把握することにより、農業経営の実態を把握し、農業行政の基礎資料とするものである。

なお、野菜・果樹部門については、品目により、経営内容が大きく異なるため、品目別の収支・所得を把握する野菜・果樹品目別統計も併せて作成した。

イ 調査対象農家

当該部門の経営規模が一定規模以上で、当該部門が農産物販売金額の2割以上を占め、かつ、当該部門を農産物販売金額の1位若しくは2位とする農家を調査対象とした。

野菜・果樹品目別統計は、当該品目の販売価額が、野菜または果樹の総販売金額に対して2割以上である農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配布し、日々の現金収支、労働時間などについて記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減などについては、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

年の調査結果の概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農業経営部門別統計」及び「野菜・果樹品目別統計」として刊行した。

(3) 農産物生産費統計

ア 調査の目的

(ア) 米生産費統計

この統計は、米の生産に係るコストを把握し、米穀の政府買入価格の算定、農業経営改善等の農業行政の基礎資料とするものである。

(イ) 麦類生産費統計

この統計は、麦類(小麦、六条大麦、ビール大麦、裸麦)の生産に係るコストを把握し、麦類の政府買入価格の算定、農業経営改善等の農業行政の基礎資料とするものである。

(ウ) 茶、価格安定作物生産費統計

この統計は、工芸農作物の生産に係るコストを把握し、かんしょ・ばれいしょ、てんさい、さとうきび、大豆、なたねの行政価格算定、農業経営改善等の農業行政の基礎資料とするものである。

イ 調査対象農家

当該作目の経営規模が、作目ごとに定めた規定を満たす農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配布し、日々の現金収支、労働時間などについて記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減などについては、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を作目ごとに「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「米及び麦類の生産費統計」、「工芸農作物等の生産費統計」として刊行した。

(4) 畜産物生産費統計

ア 調査の目的

(ア) 牛乳生産費統計

この統計は、生乳の生産に係るコストを把握し、加工原料乳の保証価格の算定、酪農経営改善等、農業行政の基礎資料とするものである。

(イ) 肉用牛生産費統計

この統計は、肉牛(去勢若齢肥育牛、乳用おす肥育牛、乳用おす育成牛)生産、子牛生産に係るコストを把握し、牛肉の安定基準価格等の算定、畜産経営改善等の農業行政の基礎資料とするものである。

(ウ) 肥育豚生産費

この統計は、肉豚生産に係るコストを把握し、豚肉の安定基準価格等の算定、畜産経営改善等の農業行政の基礎資料とするものである。

(エ) 繭生産費統計

この統計は、繭生産に係るコストを把握し、生糸の安定基準価格等の算定、養蚕経営改善等、農業行政の基礎資料とするものである。

イ 調査対象農家

当該作目の経営規模が、畜種ごとに定めた規定を満たす農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配布し、日々の現金収支、労働時間などについて記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減などについては、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を畜種ごとに「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「畜産物生産費統計」、「畜生産費統計」として刊行した。

2 林家経済調査

(1) 調査の目的

林業経営の収支、労働投下量及び林産物の生産費など林家の経営全般にわたりその実態を把握し、林業施策推進の基礎資料を作成することを目的とする。

(2) 調査対象と調査方法

標本林家の選定は、全国の保有山林20ha以上500ha未満の林家の中から地域別、階層別に抽出した。

調査は、標本林家に日誌を配布して行う記帳と農林水産省地方統計情報組織の職員による面接調査を併用して行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「林家経済調査報告」として刊行する。

3 農業組織経営体経営調査

(1) 調査の目的

農業組織経営体経営調査は、組織経営体の経営収支及び、米、小麦及び大豆の生産費の実態を把握し、価格政策、構造政策等農政の推進に必要な基礎資料の整備を行うことを目的とする。

(2) 調査対象

農家以外の農業事業体及び、農業サービス事業体とした。

(3) 調査の方法

調査方法は、調査組織の代表者等による記帳と農林水産省地方統計情報組織の職員による面接調査により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を作目ごとに「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細については「農業組織経営体の経営統計」及び「農業組織経営体の生産費」

として刊行した。

4 林業組織経営体経営調査

(1) 調査の目的

林業組織経営体経営調査は林業事業体の経営実態を把握し、林業事業体の育成、林業労働者の就業改善等の林業施策に必要な基礎資料の整備を行うことを目的とする。

(2) 調査対象

全国の事業体を対象とした。(沖縄を除く)

(3) 調査方法

調査方法は、出張所職員が調査客体に対して調査簿を配付して行う自計申告（一部調査事項については、職員による面接調査）の方法によって行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細については「林業組織経営体経営調査報告」として刊行する。

5 農林業生産所得

国民経済的な立場から農林業生産の実態を価値量的に把握し、農林水産行政の企画立案、振興計画の策定等の基礎資料を提供する目的で、生産量、価格等の統計を用いて農林業生産所得を推計している。

(1) 推計方法

ア 農業総産出額と生産農業所得（全国推計値）

農業総産出額は、農業生産活動による最終生産物の品目別生産量（全国計）に、農家庭先価格（全国平均）を乗じた額を合計して求めたものである。

生産農業所得（全国推計値）は、この農業総産出額から物的経費、間接税等を控除し、経常補助金を加算して求めたものである。

イ 農業粗生産額と生産農業所得（市町村別推計値）

農業粗生産額は、市町村別の品目別生産数量に品目別農家庭先価格を乗じて求めたものである。

生産農業所得（市町村別推計値）は、この農業粗生産額に農業経営統計調査結果から算出した所得率を乗じ、経常補助金を加算して求めたものである。

ウ 生産林業所得

林産物の生産量に価格を乗じて、これに林家経済調査その他の統計を基礎にして得られた所得率を乗じて生産所得を推計した。

(2) 推計結果の公表

推計結果は、「農林水産統計速報」として公表するとともに、「生産農業所得統計」、「生産林業所得統計報告書」を刊行した。

6 農村物価統計調査

(1) 調査の目的

農村物価統計調査は、農村における景気及び物価水準の変動を測定するため、農家経済に直接関係ある物価及び賃金を把握し、その結果を総合して全国的及び地域的な農村物価指数等を作成するほか、農業パリティ指数作成のための基礎資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類及び区分

調査は、農産物生産者価格調査、農業生産資材価格調査及び農業臨時雇賃金調査の3種類とする。また、農産物生産者価格調査は、一般農産物生産者価格調査（野菜以外）及び野菜生産者価格調査に区分する。

(3) 調査対象

農産物生産者価格調査は、調査品目ごとに主な産地における取引量の多い出荷団体等について行う。

農業生産資材価格調査は、「農林統計に用いる地域区分」に基づく都道府県内の農業地域ごとに農家の農業生産資材の購入事情を代表するとみられる市町村における小売店等について行う。

農業臨時雇賃金調査は、農業臨時雇の雇用事例が多い市町村で雇用事例の多い農家等について行う。

(4) 調査の方法

調査は、農林水産省地方統計情報組織の職員の面接または電話による聞き取りにより行った。

(5) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「農村物価統計」として刊行した。

第6節 生産統計調査

1 耕地面積統計調査

(1) 調査の目的

農業生産の基礎となる耕地面積統計を作成し、土地利用改善等農林行政の基礎資料とする。

(2) 調査の対象と調査方法

耕地面積調査は、8月1日現在で、耕地を2ha（北海道はおおよそ10ha）単位に区画して編成した単位区の中から約5万の標本単位区を抽出し、実測調査の方法で調査した。また、空中写真の利用、巡回調査等によって調査の補完を図った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を10月に「農林水産統計速報」

として公表するとともに、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行した。

2 作付面積調査

(1) 調査の目的

農作物の作付面積を調査して、土地の利用状況を明らかにするとともに収穫量を推定する場合の基礎とするほか、土地の高度利用計画、農作物の需給計画、価格流通対策等、農林行政の基礎資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

冬作物の作付面積は4月1日現在で標本農家に対する面接調査の方法により、夏作物の作付面積は耕地面積と同時に（8月1日現在）に標本単位区に対する実測調査の方法で調査した。

(3) 調査結果の公表

冬作物の作付面積は6月に、夏作物及び永年性作物の作付（または栽培）面積は8月以降数回わたり「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「耕地及び作物面積統計」として刊行するとともに、「作物統計」に掲載した。

3 普通作物収穫量調査

(1) 調査の目的

農作物の作柄概況、予想収穫量及び収穫量を早期にかつ正確に把握し、食糧の需給調整、農作物価格の安定、技術改善及び生産の長期見通し等農林行政の基礎資料とする。

(2) 調査の種類

水稻については、作柄概況調査、予想収穫量調査及び収穫量調査、かんしょ及び豆類については、予想収穫量調査と収穫量調査、陸稲、麦類及び飼料作物については、収穫量調査を実施した。

(3) 調査の方法

水陸稲、麦類、かんしょ及び豆類の収穫量調査は、主産地では標本理論に基づいて抽出した標本筆（ほ場）の刈り取りあるいは堀取り調査などによって10a当たり収量を推定した。非主産地及び上記以外の作物については、主として巡回・情報収集により10a当たり収量を調査した。

水稻の作柄概況調査及び予想収穫量調査は、作況標本筆調査、作況基準筆調査及び巡回・情報収集により行った。そのほか、農家を対象に郵送調査を行った。

かんしょ及び豆類の予想収穫量調査は、それぞれ作況基準筆調査及び巡回・情報収集により行った。そのほか、農家を対象に郵送調査を行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その都度「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「作物統計」として刊行した。

4 工芸農作物調査

(1) 調査の目的

工芸農作物の予想収穫量及び収穫量を調査し、生産振興、価格安定、需給計画の策定等各種施策の基礎資料とする。

(2) 調査の種類と方法

工芸農作物調査は、茶生産量調査、なたね収穫量調査、てんさい収穫量調査、さとうきび収穫量調査、こんにゃくいも収穫量調査及び「い」収穫量調査に区分される。

茶生産量調査は、生葉実測調査、茶期別表式調査及び総合表式調査に区分される。静岡県については生葉実測調査、茶期別表式調査及び総合表式調査、主産県（埼玉県他4府県）については茶期別表式調査及び総合表式調査、その他の都府県は総合表式調査を実施した。

なたね収穫量調査、てんさい収穫量調査及びさとうきび収穫量調査は、予想収穫量を調査するとともに、収穫期に収穫量を、また、こんにゃくいも収穫量調査及び「い」収穫量調査は収穫期に収穫量を調査した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を各作物ごとに「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「作物統計」として刊行した。

5 園芸生産出荷統計調査

(1) 調査の目的

園芸作物の（予想）収穫量及び（予想）出荷量を調査し、園芸農作物の生産、出荷、価格、流通等各種施策の基礎資料とする。

(2) 調査の種類と方法

園芸生産出荷統計調査は、野菜生産量統計調査、果樹生産量統計調査、青果物出荷統計調査、花き生産出荷量調査に区分している。

野菜生産量統計調査、果樹生産量統計調査、青果物出荷統計調査は、予想調査と実績調査を実施した。主要野菜については、は種のおおむね2～4か月前、作付け直後または出荷期間中及び収穫期に、主要果樹については、収穫開始の1～2か月前または出荷期間中及び収穫期に作付（予定）面積、（予想）収穫量、（予想）出荷量を調査した。

花き生産出荷量調査では、種類別、栽培形態別に作

付（収穫）面積及び出荷量を調査した。

これらの調査は、基準筆の調査を基とした実測調査及び生産農家、集出荷団体などに対する面接調査または郵送調査により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、取りまとめ次第「農林水産統計速報」及び「農林水産情報」として公表するとともに、年間実績の詳細については、「野菜生産出荷統計」、「果樹生産出荷統計」及び「花き生産出荷統計」として刊行した。

6 野菜種子生産統計調査

(1) 調査の目的

この調査は、野菜種子の主要な品目の生産状況等を調査することにより種子生産の現状を明らかにし、種子行政のための基礎資料とする。

(2) 調査方法

調査は、1月から12月までを調査対象期間とし、12月に生産組合等の野菜種子生産に精通している者または代表者に対する郵送調査（回収は職員）により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「野菜種子生産統計」として刊行した。

7 養蚕統計調査

(1) 調査の目的

この調査は、養蚕の実態を把握するとともに、繭の生産量被害量統計等を作成し、行政の基礎資料とする。

(2) 調査の種類と方法

調査は、予想収繭量調査、収繭量調査、被害定期調査、被害応急調査及び減収調査からなっている。

予想収繭量調査については、蚕期別に主産県から標本市町村を抽出して、予定掃立卵量などを調査した。

収繭量調査及び被害定期調査では、主産県の標本農家について、掃立卵量、収繭量などを面接及び実測により調査した。

また、養蚕農家のある全市町村を対象に、養蚕農家数、繭の生産状況、被害量などについて養蚕統計調査員による実地調査を行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果（減収調査の結果を除く。）は、取りまとめの都度「農林水産統計速報」によって公表するとともに、詳細を「養蚕統計」として刊行した。

8 農作物被害調査

(1) 調査の目的

水陸稲及び麦の被害状況を定期的に把握し、基本的な被害統計を作成するとともに、災害により農作物に重大な被害が発生した場合には、全農作物を対象として被害統計を作成し、応急的、恒久的な災害対策及び病虫害防除対策等のための基礎資料とする。

(2) 調査の対象

農作物の栽培を開始してから収納するまでの期間において、気象的、生物的、その他の異常な事象等によって農作物に損傷を生じ、基準収量に比べて減収した面積及び被害量を対象とする。

(3) 調査の種類と調査方法

水陸稲及び麦の被害状況を定期的に把握するための被害定期調査と、農作物に重大な被害が発生した場合にはその都度全農作物の被害状況を把握するための被害応急調査を実施した。被害定期調査は、巡回調査、標本調査及び被害調査筆調査により、被害応急調査は、巡回調査及び被害応急調査筆調査により行った。

(4) 調査結果の公表

被害定期調査結果は、それぞれの収穫量調査結果と併せて「農林水産統計速報」により公表するとともに「作物統計」に掲載している。被害応急調査結果は、「農作物災害種類別被害統計」として刊行した。

9 減収調査

(1) 調査の目的

農作物共済事業、畑作物共済事業及び果樹共済事業に係わる損害評価の適正かつ円滑な運営に資するため、その基礎資料を作成する。

(2) 調査対象及び調査方法

水稻、陸稲、麦類、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん並びに主な果樹の共済目的の種類ごとに共済基準収量を基準とする増収面積及び程度別減収面積並びに増収量、程度別減収量及び共済減収量について標本実測調査及び巡回調査の方法により調査を行った。

なお、調査結果は、損害評価の基礎資料として取りまとめて経済局へ提示した。

10 農作物調査試験

(1) 技術解析試験調査

農家のほ場において、水稻の主要産地における代表的な品種について、生育初期から登熟に至るまでの特性解析を追跡的に行い、水稻の作況調査の解析等に必要な科学的基礎資料とした。

(2) 農作物基礎試験

農家のほ場において、農作物の生産量及び被害調査に関する「調査方法の開発、収量予測方法の研究」等を行い、調査の効率化と正確度の向上を図るための基礎資料とした。

(3) 農作物被害試験

農家のほ場において、主要農作物の現地試験等を行い、被害調査の基礎資料となる「被害減収推定尺度」を作成した。また、果樹については、「品質低下推定尺度」を作成した。

(4) 結果の利用及び発表

これらの試験結果は、「技術解析試験報告書」、「作況判定資料」及び「被害減収推定尺度」として取りまとめ、普通作物収穫量調査、農作物被害調査、減収調査等において利用している。

11 水稻収穫量調査等に関する研究会

平成7年8月の「農林水産統計情報研究会報告」の提言に基づき、8年5月に「水稻収穫量調査等に関する研究会」（座長：角田公正氏（東京大学名誉教授））を設置し、調査体系、調査精度、調査方法の改善等に関して幅広く検討を行い、9年3月に報告書として取りまとめた。

第7節 流通消費統計調査

1 食品流通動態調査

(1) 青果物加工場調査

ア 調査の目的

青果物加工場における原料の仕入状況等を調査し、加工原料の安定的な供給の確保と青果物加工業の振興を図るための基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査対象は、従業員規模が10人以上で、調査対象品目の野菜又は果実を原料として青果物加工食品（中間加工を含む。）を製造している加工場とし、調査は、その代表者に対する面接調査により実施した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「青果物加工場調査報告」として刊行した。

(2) 加工食品生産統計調査

ア 牛乳乳製品統計調査

㏑ 調査の目的

生乳、飲用牛乳及び乳製品の生産量等を把握し、畜

産行政の基礎資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

全国の乳製品工場及び牛乳処理場を対象に調査員を委嘱し、毎月、調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果の概要を、毎月「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「牛乳乳製品統計」として刊行した。

イ 水産加工統計調査

(ア) 調査の目的

水産物の加工場における原料調達、製品の生産量等を調査し、需給安定対策、流通改善対策等の基礎資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

水産物を主原料とし、販売を目的に加工品を製造する経営体を対象に、加工品目別年間生産量、加工経営体数等を加工経営体または関係団体の代表者の申告、面接等により実施した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

(3) 輸入農畜水産物流通調査

ア 調査の目的

輸入農畜水産物の流通構造の実態を調査し、国内農畜水産物の生産対策及び食品流通施策等の推進に必要な基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

全国の大都市圏に所在する主要な食品製造業、食品卸売業、大型小売業、外食産業を対象として、輸入農畜水産物の仕入、出荷先状況等について、調査補助員を委嘱し調査を行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「輸入農畜水産物流通調査報告」として刊行した。

2 食品流通機構調査

(1) 青果物卸売市場調査

ア 調査の目的

青果物の卸売市場における卸売数量及び価額を調査し、流通改善対策、価格安定対策等の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、全国の青果物卸売会社を対象に、品目別、産地府県別の卸売数量及び価額を職員による聞き取り及び関係資料の閲覧等により調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、毎旬の結果を「青果物流通統計旬報」、年間の結果について概要を「農林水産統計速報」として公表し、詳細を「青果物卸売市場調査報告」、産地府県別の結果を「青果物産地別卸売統計」として刊行した。

(2) 青果物集出荷機構調査

ア 調査の目的

青果物の集出荷段階の集出荷組織について、その施設や集出荷の状況を明らかにし、産地育成及び流通対策等の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、全国の青果物の集出荷業務を行う集出荷団体、集出荷業者及び産地集荷市場を対象に施設の保有状況、品目別の出荷先及び選別の方法等を郵送により調査した。

ウ 調査結果の公表

調査は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「青果物集出荷機構調査報告」として刊行した。

(3) 畜産物流通統計調査

ア 調査の目的

肉畜、食肉、鶏卵、食鳥の流通段階ごとの取引量及び価格を明らかにし、需給調整及び流通改善対策等の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

畜産物流通統計調査は、食肉流通統計調査、鶏卵流通統計調査及び食鳥流通統計調査に区分される。

食肉流通統計調査は、子牛市場価格調査、と畜場調査及び食肉卸売市場調査からなり、子牛市場価格調査は主要な家畜市場を対象に取引頭数、価額及び価格等を、と畜場調査は全国のと畜場を対象にと畜頭数及び枝肉重量等を、食肉卸売市場調査は全国の食肉中央卸売市場等を対象に枝肉取引成立頭数、重量、価額及び価格等を職員による聞き取り及び関係資料の閲覧により調査した。

鶏卵流通統計調査は、全国の鶏卵集出荷機関を対象に鶏卵生産量、集荷量、仕向先別出荷量等を郵送調査等により調査した。

食鳥流通統計調査は、食鳥処理場調査及び食鳥価格調査からなり、食鳥処理場調査は全国の食鳥処理場を対象に集荷戸数、集荷量、仕向量等を、食鳥価格調査は主要な都市に所在する代表的な事業所を対象に価格を職員による聞き取り及び関係資料の閲覧により調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「畜産物流通統計」として刊行した。

(4) 水産物流通統計調査

ア 消費地水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の主要な消費地卸売市場における卸売数量及び価額を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の基礎資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

消費地水産物流通調査は、主要な都市に所在する中央卸売市場の卸売業者等を対象に品目別の卸売数量及び価額について調査客体の申告または面接等により調査した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

イ 冷蔵水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の全国の冷凍・冷蔵工場における入出庫量及び在庫量等を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の基礎資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

全国の主要な産地、消費地の主な冷凍・冷蔵工場を対象に品目別の月間入（出）庫量、月末在庫量について調査客体の申告又は郵送調査等により実施した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

ウ 産地水産物流通統計調査

(ア) 調査の目的

水産物の水揚げ量及び価額を調査し、流通対策等の基礎資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

調査は、水産物の流通業務を行う卸売業者、仲卸業者、輸送団体及び漁業協同組合を対象に水揚量、卸売価額、用途別出荷量、仕向先別出荷量、活魚出荷量等について調査客体の申告又は面接等により実施した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

3 価格形成調査

(1) 調査の目的

青果物・水産物の品目別販売数量や価額を流通段階別に調査し、流通のどの段階でどのように価格形成がなされているかを明らかにし、流通コスト削減等流通対策の基礎資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

調査は、青果物流通段階別価格形成追跡調査と水産物流通段階別価格形成追跡調査に分かれる。

青果物流通段階別価格形成追跡調査は、主要青果物10品目について、特定調査日（平成8年11月）に東京都中央卸売市場（築地、大田、淀橋）を経由して東京都区部の小売店舗及び食材卸問屋で販売された特定荷口の販売経路を産地段階まで遡及して、流通各段階の販売価格を調査した。

水産物流通段階別価格形成追跡調査は、主要水産物10品目（輸入品目を含む）について、特定調査日（平成8年9月）に東京都区部の小売店舗及び食材卸問屋で販売された特定荷口の販売経路を産地段階または輸入段階まで遡及して、流通各段階の販売価格を調査した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、青果物流通段階別価格形成追跡調査については「平成8年度青果物価格形成追跡調査報告」として、水産物流通段階別価格形成追跡調査については「平成8年度水産物価格形成追跡調査報告」としてそれぞれ刊行した。

4 花き流通統計調査

(1) 花き卸売市場調査

ア 調査の目的

花き卸売市場における卸売数量及び価額を調査し、流通改善対策、価格安定対策等の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、全国の花き卸売会社を対象に、品目別の卸売数量及び価額を職員による聞き取り及び関係資料の閲覧により調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「花き流通統計」として刊行した。

(2) 花き集出荷機構調査

ア 調査の目的

花きの集出荷段階の集出荷組織について、その施設や集出荷の状況を明らかにし、産地育成及び流通対策

等の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、全国の花きの集出荷業務を行う集出荷団体、集出荷業者及び多量出荷農家等を対象に施設の保有状況、品目別の出荷先、選花の方法等を郵送により調査

した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「花き集出荷機構調査報告」として刊行した。

